

さいたま赤十字病院 登録医（登録医療機関）規定【医科】

（目的）

第1条 この規程は、さいたま赤十字病院（以下「当院」という）と地域の医療機関が緊密な連携を保ち、それぞれが役割分担をしながら、患者に一貫性のある良質な医療を提供できる体制を確立するため、当院における登録医制度について定めるものである。

（登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録の辞退、登録の取り消し）

第2条 登録医の登録、有効期間・更新、登録内容の変更、登録辞退、登録の取り消しについては次のとおりとする。

（1）登録 当院の登録医になることを希望する医師は、別紙様式1「登録医申請書」により当院病院長あてに登録申請を行う。

登録医には、「認定証」を交付するとともに、当院のホームページに登録医療機関名および医療機関情報を掲載する。

（2）有効期間・更新 登録の有効期間 登録医証交付日から1年間とし、以後、双方に異議のない場合は自動更新するものとする。

（3）登録内容の変更 登録内容に変更が生じた場合は、別紙様式2「登録内容変更届」を当院病院長あてに提出する。

（4）登録の辞退 登録医を辞退するときは、別紙様式3「登録医辞退届」を当院病院長あてに提出するとともに、認定証を返却するものとする。

（5）登録の取り消し 当院病院長は、登録医に当院の諸規則に違反する行為があった場合、また、当院の登録医として相応しくないと認められた場合は、「地域医療連携推進委員会」に諮った上で、有効期間の満了を待たず、登録を取り消すことができる。

（登録医の責務）

第3条 登録医は、登録医から紹介された患者（以下「紹介患者」という）のためにできる限り当院に患者情報を提供すること。

2 登録医は、紹介入院患者のために診療上必要と思われる事項について、当院の主治医及び病棟責任者と意見を交換し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。

3 登録医は、当院において知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、
守秘義務を負うものとする。

(医療機器の共同利用等)

第4条 登録医は、以下の病院の医療機器および施設を利用ができる。

(1) CT ※単純のみ

(2) MRI ※単純のみ

(3) 脳波検査

(4) マンモグラフィー

2 登録医は、当院の共同利用病床および図書室を利用し、また、当院が開催する各種臨床検
討会、講演会、研修会等に参加することができる。利用方法は『さいたま赤十字病院 医
療機器共同利用のご案内』に定める。

3 登録医療機関あてに、毎月月末に外来診療担当表・当直予定表を配布する

(登録医ボード、ホームページへの掲載および医療連携協力施設の認定証の発行)

第5条 院内(2階総合支援センター前)に設置している登録医ボードに希望により医療機
関名を掲示し、また、当院ホームページの『登録医療機関のご紹介』にて医療機関情報を
公開する。

2 登録医が属する施設に対して、『医療連携協力施設』として認定証を発行する。なお、認
定証は発行より5年ごとに再発行することとする。

(患者の紹介及び逆紹介)

第6条 当院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

2 当院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告するものと
する。

3 当院は、容態が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介するものとする。
また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(来院時の手続き等)

第7条 登録医が来院する際の手続き等については、別に定める。

利用方法は『さいたま赤十字病院 医療機器共同利用のご案内』に定める。

(報酬)

第8条 登録医制度の目的に鑑み報酬等は支給しない。

(規則の厳守)

第9条 登録医は、当院の方針及び諸規則を厳守し、当院病院長の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10条 登録医は、故意又は過失によりと当院に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

附則

この規定は、平成11年10月1日から施行する

この規程は、令和元年11月1日より改訂する。

この規程は、令和2年2月3日より改訂する。

附記

第2条(5)にある「地域医療連携推進委員会」とは、当院の処務規程第26条の規定により、他の医療機関との医療連携強化に向けた体制構築ならびに連携強化を図ることにより、地域から信頼される医療機関としての機能を確立することを目的として当院内に設置された委員会である。